

令和6年2月28日
記者発表資料

神奈川県EV・FCV認定カードの制度終了について

県は、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)を所有する県民等に対して、県立施設等の駐車場で駐車場料金の割引を受けられる「神奈川県EV・FCV認定カード」を交付してきましたが、令和7年3月31日をもって本制度を終了することとしました。

新規交付申請は、制度終了に先立ち、令和6年9月30日で受付を終了します。

1 制度の概要

神奈川県EV・FCV認定カード(以下「認定カード」という。)は、「2014年までに、県内3,000台の電気自動車の普及」を目標とした「かながわ電気自動車普及推進方策」における初期需要の創出のための推進方策の一つとして、平成21年度に交付を開始しました。現在、県立施設等34か所で認定カードを提示すると、駐車場料金の5割(例外あり)の割引を受けられます。

現行の認定カードは令和4年1月から受付を開始し、有効期限は令和7年3月31日までです。

現行の認定カード

区分			
有効期間	平成21年4月1日～ 平成27年3月31日 (平成30年3月31日まで延長※)	平成30年1月23日～ 令和3年3月31日 (令和4年3月31日まで延長※)	令和4年1月21日～ 令和7年3月31日
交付枚数 (延べ)	2,350枚	560枚	803枚 (令和6年1月31日時点)

※ 一部カードは当初の有効期限を読替えにより延長

制度の詳細は、「神奈川県EV・FCV認定カード(駐車場料金の割引)」のページを御覧ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/submenu.html>)

2 制度を終了する理由

本制度は、EVの初期需要の創出を目的として開始しました。EVの認知度が高まりその自立的普及が見込まれることから制度の初期の目的は一定程度達成されたと考えられることや、車検証の電子化に伴い申請手続が複雑化している状況などを踏まえて、令和6年度末で終了することとしました。

3 EV・FCVの普及に向けた取組

脱炭素社会の実現に向け、人流・物流のゼロカーボン化を促進するため、令和6年度当初予算案にEV(バス、トラック、タクシー及びレンタカーに限る。)・FCVの導入に対する補助や急速・普通充電設備・水素ステーションの整備に対する補助を計上しています。

問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室
脱炭素ライフスタイル担当課長 城田 電話045-285-0784
運輸グループ 長沼 電話045-210-4133